



に明記されていたが、全珠連会則が変更になった時、この項目は団体が違うということで削除されてしまった。静岡県側より何の行動もなく現在に至っている。一般社団法人 静岡県珠算協会定款申請時、全珠連加入希望者は静岡県珠算協会に加入する事が前提で県の了解を得て第七条三項の文言が明記されている。しかし全珠連に加入した後静岡県珠算協会を退会し全珠連だけに留まるのはおかしいではないかとの意見が有り、県に相談した結果、今回、定款の文言を追加した改正案通りで支障はないが本部の意向はどうかとの事で

ありました。全珠連本部では団体が違うので静岡県珠算協会の定款内容については特に問わないと了解を得ました。定款上で明確にした事は大変良いと思います。(中林正隆先生)

全珠連とは別団体の静岡県珠算協会の会員を退会する場合は、全珠連会員も退会する事が本当に認められるのか。全珠連の定款・支部会則にはそのような文言が無いが問題にならないか。(宮崎順孝先生)

県の解釈についても団体のルールに基づいて作成した定款を県が公正と認めて一般社団法人静岡県珠算協会の認可を取得した。静岡県で珠算を始めるには、静岡県珠算協会が窓口(入り口)であるとの解釈で定款を作成した。よって全珠連会員になるには、静岡県珠算協会に加入して、全珠連静岡県支部の推薦が有って全珠連会員になれる。今回の改正内容について何ら問題はありませぬ。(松村茂先生)

全珠連本部に会費を納入している場合はどうされるのか?会費を納めている限り退会させる事は出来ないのではないか。(杉山忠郎先生)

会員からは、六月末日までに次年度分の会費を事務局が徴収している。しかし事務局より全珠連本部に会費を納入するのは翌七月に入ってから納入するので年度末までに退会の意思表示があつた場合には、次年度会費の返金は可能である。(栗田昭男先生)

※審議の結果、静岡県珠算協会定款に追加改正を原案どおり承認・可決された。(別紙配布資料参照)

②一般社団法人 静岡県珠算協会「平成二十五年度事業報告」に関する件

各執行部より別紙配布資料にて説明

※賛成多数で承認された。

③公益社団法人 全国珠算教育連盟静岡県支部「平成二十五年度事業報告」に関する件

各執行部より別紙配布資料にて説明

※賛成多数で承認された。

④一般社団法人 静岡県珠算協会『平成二十五年度収支決算報告』に関する件

別紙配布資料にて説明(栗田昭男先生)

※賛成多数で承認された。

⑤公益社団法人 全国珠算教育連

盟静岡県支部「平成二十五年度収支決算報告」に関する件

別紙配布資料にて説明(栗田昭男先生)

※賛成多数で承認された。

⑥新入会員に関する件

新入会者(浜松地区)三名を承認。(別紙配布資料参照)

(4)協議事項

「第五十回静岡県そろばんの日」について

役員の先生方には新しい資料を送付するので確認して下さい。(深澤好胖先生)

(5)その他

広報事業費二四〇万円の用途について知恵を借りたい。(松村茂先生)

使い道について各地区会員の意見を聞いて欲しい。

毎年実施している年賀広告を支部負担したらどうか。(杉山忠郎先生)

負担額については別途検討する。(松村茂先生)

以上

